

知っているようで本当は知らないEtc. ～『連合年度検査』から『連合年度報告』への移行

昨年まですべての外商投資企業は6月30日までに「連合年度検査」手続きを行わなければなりませんでした。今年6月30日を過ぎてもこの「連合年度検査」手続きの実施要項が発表されず、制度が廃止になったのではないかと噂されていました。しかしながら、7月13日付で「連合年度報告」手続きの実施要項が発表され、7月16日から10月15日までの間にこの「連合年度報告」手続きを行うべきこととされました。今回は、連合年度検査から変更された「連合年度報告」手続きの概要と、連合年度報告のみでは充足されない行政機関に対する年度手続きについて解説します。

1. 廃止された「連合年度検査」制度

中国の外商投資企業や駐在員事務所は、中国国内で活動を行う前提として、商務委員会や工商行政管理局、外貨管理局、税務局等、多くの政府機関に登録（登記）され、これらの政府機関の監督下に置かれています。そして、従前は、一年に一度、これら政府機関による検査を受ける必要があり、この手続きが年度検査と呼ばれていました。

しかしながら、政府機関はそれぞれ独立していますので、個別にこの年度検査の手続きを行うことは、非常に煩雑かつ時間を要することになります。そのため、外商投資企業が行うべき年度検査のうち、一定の政府機関への手続きを一定の期間に限定して、一定の場所に窓口を集中させ、一括して手続きを進めることを可能とする手続きが従来の『連合年度検査』でした。

■ 従来、連合年度検査により年度検査が行われていた政府機関

商務部門	『連合年度検査』手続きが可能 (個別の政府機関ごとに年度検査を申請することも可能)
工商行政管理部門	
外貨管理部門	
税務部門	
財政部門	
統計部門	

2. 今年から実施される「連合年度報告」制度

しかしながら、2014年3月の会社法の改正に合わせて、工商行政管理局による年度検査（工商年検）が廃止され、これに代わって年度報告制度（工商年報）が実施されています。従来の年度検査では、年度監査報告書や必要資料を準備のうえ年度検査の申請を行い、工商局より年度検査完了の認印を受けることにより手続きが完了していました。これに対して、年度報告制度では、工商行政管理局が提供するシステム上に企業の現状に関する情報をアップデートすることにより年度報告を完了することができ、企業にとって労力がかからない制度になりました。

このように、従前、連合年度検査の一手続として実施されていた工商行政管理局の年度検査については、昨年より年度報告制度に移行していましたが、今年からは、他の政府機関に対する連

合年度検査についても「連合年度報告」制度に移行することとなりましたので、簡易な報告手続により年度手続きが完了することになります。

なお、今年より財政登記、統計登記が廃止されましたが、「連合年度報告」においては財政部門、統計部門ともに、年度報告を行う必要があるものとされています。また、今年については、「連合年度報告」は10月15日までにを行うべきこととされていますので、期限には十分な注意が必要です。

3. 「連合年度報告」の対象とならない政府機関への年度手続き

このように、従来、「連合年度検査」手続きにより年度検査が行われていた政府機関のうちの一部の政府機関については、新設された「連合年度報告」手続きを実施することにより、年度手続きが完了します。しかしながら、この他の政府機関に対しては、「連合年度報告」とは別に年度検査や年度報告の手続きを行わなければなりません。これらの手続きは、個別の手続きであり、また手続が行われる時期も異なるため、手続きが失念されている場合がしばしば見受けられます。失念されている場合には、罰則が科せられる場合もあるため、十分な注意が必要といえます。

■一般的な外商投資企業が年度報告（もしくは年度検査）を行わなければならない政府当局

商務部門（商務委員会）	『連合年度報告』手続 (今年は10月15日が期限)
税務部門（税務局）	
財政部門（財政局）	
統計部門（統計局）	
工商行政管理部門（工商年報）	(6月末までに年度報告が必要)
外貨管理部門	通常は、年度監査を行った会計事務所が手続きを代行する
税関	(6月末までに年度報告が必要)
質量監督検査檢疫総局	組織機構コードの管理当局 (年内に前年の年度報告が必要)
外国人就業管理当局	就業証の保持者がいる場合、就業証の年度検査が必要